

「田辺市いじめ防止基本方針」

わたしたち田辺市民は、「田辺市民憲章」「人を大切にする教育」の精神にのっとり、児童生徒の人権が守られ、安心して生活を送ることができるよう、学校、家庭、地域、関係機関などが連携し、いじめを許さない社会を目指します。

平成26年3月

田 辺 市

目次

はじめに	1
第1章 いじめに対する基本的な方向	1
1 いじめの定義	
2 いじめ防止等の対策に関する基本理念	
3 いじめ防止基本方針策定の目的	
第2章 いじめ防止等のために田辺市が実施する施策	2
1 田辺市いじめ問題対策協議会(仮称)の設置	
2 田辺市いじめ問題専門委員会(仮称)の設置	
3 教育委員会が実施する施策	
(1) いじめ防止等・早期発見に関すること	
(2) いじめの対応に関すること	
第3章 いじめ防止等のために学校が実施する施策	3
1 学校いじめ防止基本方針の策定	
2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置	
3 学校におけるいじめ防止等に関する取組について	
(1) いじめ・いじめによる自殺の防止	
(2) 早期発見	
(3) いじめに対する措置	
第4章 重大事態への対処	4
1 学校又は教育委員会による調査	
(1) 重大事態の発生と調査	
(2) 調査結果の提供及び報告	

「田辺市いじめ防止基本方針」

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

田辺市（以下「市」という。）は、「田辺市民憲章」「人を大切にする教育」の精神にのっとり、児童生徒の人権が守られ、安心して生活を送ることができるよう、学校、家庭、地域、関係機関等が連携し、いじめを許さない社会を目指します。

そこで、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定及び国の基本方針、和歌山県基本方針に基づき、いじめ防止等（いじめの防止、いじめによる自殺の防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「田辺市いじめ防止基本方針」（以下「田辺市基本方針」という。）を策定します。

また、田辺市基本方針は、平成26年1月19日に出された「田辺市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会」の調査報告書を真摯に受け止め、その提言内容を最大限尊重し策定します。

第1章 いじめに対する基本的な方向

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」（法第2条抜粋）

2 いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、絶対に許されない行為である。そのことを市、学校、家庭、地域、関係機関等が共通認識をもち、いじめ・暴力・暴言がなく、児童生徒が安心して生活できる社会づくり・学校づくりを行う必要がある。

学校の設置者及び学校は、いじめの未然防止・早期発見に努め、いじめの訴えがあったときには、迅速かつ的確に、誠意をもって個に応じた対応を進めなければならない。また、常に関係児童生徒の保護者等と連携を図りながら、解決に努めなければならない。

3 いじめ防止基本方針策定の目的

田辺市基本方針は、上記の基本理念の下、児童生徒の人権が守られ、安心して生活が送れることができるよう、市、学校、家庭、地域、関係機関等が連携し、いじめを許さない社会を目指すことを目的とする。

第2章 いじめ防止等のために田辺市が実施する施策

1 田辺市いじめ問題対策連絡協議会の設置

法第14条第1項に基づき、いじめ防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、学校・児童相談所・警察署その他の関係者により構成する「田辺市いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。

2 田辺市いじめ問題専門委員会の設置

法第14条第3項に基づき、田辺市いじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、田辺市立学校におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うため、田辺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、法律や心理等に専門的な知識を有する学識経験者より構成する「田辺市いじめ問題専門委員会」を設置する。

また、重大事態が発生した場合、調査機関としての役割も担う。

3 教育委員会が実施する施策

(1) いじめ防止等・早期発見に関すること

ア 「人を大切にする教育の基本方針」に基づき、「人を大切にする教育」の全体計画のもと教育実践を進め、全教育活動を通して人を大切にする心と態度を育成する。

イ 児童生徒が豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、道徳教育、特別支援教育及び体験活動等の充実を図る。

ウ いじめを早期に発見するため、田辺市立学校に在籍する児童生徒等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるように徹底を図る。

エ 田辺市立学校に在籍する児童生徒及びその保護者等が、いじめに係る相談等を行うことができる体制を整備するとともに、児童生徒及び保護者に周知を図る。

- ・教育相談活動の充実
- ・田辺市いじめホットラインの実施
- ・田辺市いじめダイレクトメールの実施

オ 田辺市立学校の教職員に対し、いじめの防止等に関する研修の実施等、資質向上に必要な措置を講ずる。

- ・田辺市立校長会、教頭会、生徒指導主任会、人を大切にする教育主任会等

カ いじめによる自殺防止のために、「命の教育」を推進する。

(2) いじめの対応に関すること

ア 学校や相談機関等からのいじめの報告を受けたときは、学校と連携し適切かつ迅速に対処する。（ただし、重大事態の対応については別途示す。）

イ いじめを行った児童生徒に対しては、当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために適切な措置を速やかに講ずる。

ウ いじめが起きた場合には、被害生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、加害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向

けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講ずる。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関等との連携の下で取り組むように指導・助言する。

- エ いじめの中には、早期に警察に相談・通報することが必要なものも含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を尊重した上で、警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることを学校に指導・助言する。

第3章 いじめ防止等のために学校が実施する施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定

田辺市立学校は、国の基本方針、和歌山県基本方針、田辺市基本方針を参酌し、自校のいじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。

「学校基本方針」には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修の充実など、いじめの取組全般に係る内容等を示す。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

田辺市立学校は、複数の教職員、心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者、学校評議員等によって構成する「学校いじめ防止対策委員会」を組織する。

「学校いじめ防止対策委員会」の具体的な役割には、

- (1) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- (2) いじめの相談・通報の窓口としての役割
- (3) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- (4) いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割などが想定される。

当該組織は、学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めた取組が計画とおりに進んだかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめ防止等の取組について、常に検証を行う。

3 学校におけるいじめ防止等に関する取組について

(1) いじめ・いじめによる自殺の防止

「いじめはどの子どもにも起こりうる。」という事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

また、いじめ防止等の観点から、「人を大切にする教育の基本方針」に基づき、全教育活動を通して「人を大切にする教育」を進める。また、児童生徒が豊かな情操と

道徳心を培うための道徳教育、特別支援教育及び体験活動等の充実を図る。特にいじめによる自殺防止のために「命の教育」に取り組む。さらに、学社融合を推進し、家庭、地域が一体となっていじめを許さない体制を整える。

また、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) 早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

(3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

第4章 重大事態への対処

1 学校又は教育委員会による調査

(1) 重大事態の発生と調査

① 重大事態の意味

重大事態とは、次に掲げるいずれかに該当する場合をいう。ただし、児童生徒や保護者等から、いじめが原因で重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その様態等に疑義がある場合においても重大事態として適切に対応する。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。なお、「相当の期間」については、

年間30日を目安とする。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握し判断する。

② 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を田辺市長（以下「市長」という。）及び和歌山県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に報告する。

③ 調査の趣旨及び調査主体

調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生ずるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合であっても、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また人的措置も含めた適切な支援を行う。

④ 調査を行うための組織

教育委員会は、その事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにその下に組織を設ける。教育委員会が調査を行う際には、「田辺市いじめ問題専門委員会」を招集し、調査に当たる。

⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

この調査は、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものである。

ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である。

また、調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

イ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

学校又は教育委員会は、児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分

に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(自殺の背景調査における留意事項)

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意の上、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校又は教育委員会は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、学校又は教育委員会は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。
- 調査を行う組織については、「田辺市いじめ問題専門委員会」が当たるものとする。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、

子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある。

⑥ その他留意事項

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、いまだその一部が解明されたに過ぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

また、事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

（2）調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

イ 調査結果の報告

調査結果について教育委員会は、市長及び県教育委員会に報告する。

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

（1）再調査

重大事態に関する調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。

市長は、再調査を実施するため、法第30条第2項に規定する附属機関として、法律や心理の専門家等の学識経験者等で構成する調査委員会を設置する。

市長は、再調査について、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、適切な情報提供に努める。

（2）再調査の結果を踏まえた措置等

市は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大

事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、必要な措置を講ずる。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を市議会に報告する。